平成２３年（フ）第５３号
岩手県花巻市高木第20地割200番地　市営高木南アパートＥ204号
債務者　佐藤　博樹
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第７０号
茨城県稲敷市月出里565番地233
債務者　橋本　繁輝
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
茨城県稲敷郡河内町金江津565番地
債務者　服部　　浩
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
茨城県取手市戸頭1214番地４
債務者　大西　隆之
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
茨城県龍ケ崎市久保台４丁目１番地10　２―406
債務者　玉木三千夫
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
長野市若穂綿内6836番地８
債務者　松本　淳一
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９９号
長野県飯田市大瀬木1958番地７
債務者　宮崎　禮子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１００号
長野県飯田市大瀬木1958番地７
債務者　宮崎　弘美
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第２６号
長野県飯田市龍江8993番地１
債務者　宮崎　孝夫
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第３５０号
兵庫県西宮市門戸西町１番32―203号
債務者　河野由紀子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３９２号
徳島県鳴門市瀬戸町明神字越浦129番地　小鳴門マンション306
債務者　山川　賢代
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字西勝地300番地７インペリアルハイツ202号
債務者　星野　英昭
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６５号
徳島県板野郡藍住町徳命字元村東14番地47
債務者　上田　一郎
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１７号
徳島市住吉３丁目10番36号―201号
債務者　橋本　信秀
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２３号
徳島県小松島市中郷町字西野１番地の29
債務者　小椋　春美
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３９号
徳島市東吉野町２丁目28番地、旧住所徳島市富田橋６丁目８番地の１
債務者　安重　多惠
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４７号
徳島県吉野川市川島町桑村2531番地、旧住所香川県丸亀市郡家町1871番地１　サーパス郡家第３―406号
債務者　綾　　大和
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
徳島地方裁判所民事部